日本大学教育学会会則

（平成３年６月 22 日改正、平成９年７月 19 日一部改正、平成 17 年７月９日一部改正、平成 23 年６月 25 日一部改正、平成 25 年６月 22 日一部改正、令和５年６月 17 日一部改正、令和７年６月２１日一部改正）

第１条　本学会は日本大学教育学会と称する。
第２条　本学会の事務局は日本大学文理学部教育学研究室におく。
第３条　本学会は教育の学術的研究と会員相互の連絡・協力を緊密にすることを目的とする。
第４条　本学会は前述の目的を達成するため次の事業を行なう。
１．研究会、講演会等の開催
２．機関誌等の発行
３．その他必要と認めた事業（詳細な内容については別に定める）
第５条　本学会の会員は次の通りとする。
１．正会員：教育学科教職員、卒業生および本学会の趣旨に賛同し常任理事会の承認を経たる者。
２．準会員：教育学科学生
第６条　本学会は次の役員をおく。
１．会長　１名
２．副会長　若干名
３．理事　100 名以内（うち常任理事 50 名以内）
４．事務局長
５．幹事　若干名
６．監査　２名
第７条　本学会には顧問をおくことができる。顧問は理事会の推挙、総会の承認をもって決定される。
第８条　会長は本学会を代表し会務を総轄する。
第９条　副会長は、会長を補佐し、必要ある時は会長の職務を代行する。
第 10 条　理事会は会長・副会長および理事をもって構成し、会長がこれを招集する。理事会は本学会の重要な事項を審議する。
第 11 条　常任理事会は会長・副会長および常任理事をもって構成し、会長がこれを招集する。常任理事会は本学会の常務を審議し、執行する。
第 12 条　事務局長は学会の事務を総括し、幹事は学会の事務をつかさどる。
第 13 条　監査は会計を監査し、その結果を総会に報告する。

第 14 条　会長・副会長は日本大学文理学部教育学研究室会議にて決定する。
第 15 条　理事および事務局長、監査は会長が委嘱し、総会において承認を受けるものとする。
第 16 条　常任理事は理事の中から会長が指名する。
第 17 条　幹事は教育学研究室助教および助手がその任に当たる。ただし常任理事会が認めた場合、その限りではない。
第 18 条　役員の任期は、役員選出直後の総会終了の翌日より２年後の総会終了日までとする。但し再任を妨げない。但し会長、副会長、監査の任期は２期４年までとする。
第 19 条　総会は会長が招集する。総会は毎年一回開くものとする。但し理事会が必要と認めたとき臨時にこれを開くことができる。
第 20 条　総会の議事は出席正会員の過半数をもって決する。
第 21 条　本学会は機関誌編集委員会をおく。機関誌編集委員会は別に定める「機関誌編集委員会規程」により組織され、機関誌の編集・発行に関わる業務を行う。
第 22 条　本学会の経費は本学会の会費・補助金およびその他寄付金をもってこれに当てる。
第 23 条　会費は、年額正会員 2,000 円、準会員 1,000 円とする。準会員は入学時に在学中に納入すべき計 4,000 円、卒業時に正会員費５ヵ年分を一括納入するものとする。
２．編入学・転部・転科・転籍で入学した学生は、自身の卒業までの在学中に納入すべき金額を一括で納入するものとする。
３．準会員は、退学等で教育学科の学生ではなくなった場合に卒業までの在学年数分の返金を求めることができる。
第 24 条　本学会の会計年度は４月１日に始まり翌年３月 31 日に終わる。
第 25 条　本会則の改正は総会の議決による。
第 26 条　本会を運営するに必要な規程および細則は理事会が定め、総会に報告する。